

山梨県公報

第四百九十五号

令和六年

八月十五日

木曜日

目次

○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………三三九

公 告

○公聴会の実施……………三三〇

選挙管理委員会

○政治団体の名称等の届出……………三三〇

告 示

山梨県告示第二百十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年八月十五日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

急傾斜地崩壊危険区域 山梨県山梨市牧丘町窪平字大鍛冶屋及び字鍛冶面の区域内の土地のうち、次の一点から二十七点までを順次結んだ線及び一点と二十七点を結んだ線に囲まれた土地の区域

七鍛冶屋	番号	座標
一点		北緯三五度四四分一三秒九二四三
		東経一三八度四二分五二秒三九四八
二点		北緯三五度四四分一三秒九〇八八
		東経一三八度四二分五二秒一七二九
三点		北緯三五度四四分一三秒九〇五五

四点	東経一三八度四二分五二秒一六六五
	北緯三五度四四分一四秒一一八六
五点	東経一三八度四二分五二秒〇九三九
	北緯三五度四四分一四秒一三一八
六点	東経一三八度四二分五二秒〇二八六
	北緯三五度四四分一四秒一五〇六
七点	東経一三八度四二分五二秒〇三八一
	北緯三五度四四分一四秒二五九四
八点	東経一三八度四二分五二秒〇七一八
	北緯三五度四四分一四秒三六三七
九点	東経一三八度四二分五二秒〇九六九
	北緯三五度四四分一四秒四二二二
十点	東経一三八度四二分五二秒一〇七九
	北緯三五度四四分一四秒四八三〇
十一点	東経一三八度四二分五二秒一〇八七
	北緯三五度四四分一四秒五八四四
十二点	東経一三八度四二分五二秒〇八五五
	北緯三五度四四分一四秒六九七〇
十三点	東経一三八度四二分五二秒一〇四一
	北緯三五度四四分一五秒〇一四五
十四点	東経一三八度四二分五二秒一〇〇四
	北緯三五度四四分一五秒一五六〇
十五点	東経一三八度四二分五二秒九九九二
	北緯三五度四四分一五秒三三一六
十六点	東経一三八度四二分五二秒一〇一五
	北緯三五度四四分一五秒五七七一
十七点	東経一三八度四二分五二秒六三〇八
	北緯三五度四四分一五秒五七七七
十八点	東経一三八度四二分五二秒六七八七
	北緯三五度四四分一五秒六一七七
十九点	東経一三八度四二分五二秒七二五七
	北緯三五度四四分一五秒六四七五
二十点	東経一三八度四二分五二秒七七九五
	北緯三五度四四分一五秒四〇四二

二十一点	東経一三八度四二分五二秒〇六一七 北緯三五度四四分一五秒二八八四
二十二点	東経一三八度四二分五二秒一九六一 北緯三五度四四分一五秒一九六九
二十三点	東経一三八度四二分五二秒三四一六 北緯三五度四四分一四秒九〇六一
二十四点	東経一三八度四二分五二秒四二二九九 北緯三五度四四分一四秒六八八二
二十五点	東経一三八度四二分五二秒四〇四一 北緯三五度四四分一四秒二八九一
二十六点	東経一三八度四二分五二秒三五九〇 北緯三五度四四分一四秒一二七六
二十七点	東経一三八度四二分五二秒三八五八 北緯三五度四四分一四秒〇一三八 東経一三八度四二分五二秒三九〇八

公 告

● 公聴会の実施

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和六年八月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開催期日 令和六年九月十九日（木）午後七時
- 二 開催場所 甲州市塩山上塩後二百四十番地 甲州市市民文化会館 第三会議室
- 三 聴こうとする案件 峡東都市計画道路（塩山駅千野線）の変更について
- 四 意見書の提出先 甲州市塩山上塩後千二百三十九番地一 峡東建設事務所都市計画・建築課
- 五 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。
- 六 意見書の提出期限 令和六年八月二十九日（木）午後五時十五分
- 七 都市計画の案の概要 案の概要については省略し、県土整備部都市計画課及び峡東建設事務所並びに甲州市建設課において縦覧に供する。
- 八 その他必要な事項 意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項、第七条及び第十七条第一項の規定による届出が次のとおりあった。

令和六年八月十五日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮 山 博

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届
その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
山坂けんた後援会 賢新会	山坂賢太	山坂賢太	甲斐市富竹新田一五一	令和六年七月十七日	令和六年七月十七日
秋山浩志 後援会	秋山浩志	塩田金夫	南アルプス市小笠原一五四三―一	令和六年七月二十一日	令和六年七月二十二日
荻野陽子後援会	小林 始	加々見まゆみ	笛吹市御坂町大野寺一五〇七―一	令和六年七月十六日	令和六年七月十九日
みんなのデモクラシー研究室	中村典子	中村典子	北杜市武川町山高三五六七―五四九	令和六年七月十九日	令和六年七月十九日
鈴木しゅんいち後援会	鈴木駿一	加藤芳之	笛吹市石和町川中島五四五	令和六年八月一日	令和六年八月一日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	社会民主党山梨県連合		依田 勝見		令和六年七月十六日	令和六年七月十三日
旧			神田 勇			
新	日本臨床検査技師連盟 山梨	多田 正人		中央市布施一九五一		
旧						
新		川上 浩基		笛吹市春日居町小松一〇五一―一〇	令和六年七月一日	令和六年七月十八日

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
自由民主党山梨県都留市第一支部	杉山 肇	内藤 季行	都留市大幡一―一〇	令和六年七月十二日	令和六年七月十四日
松井ただひろ励ます会	松井 忠弘	松井 忠弘	甲府市住吉三―三―一六―一〇二	令和六年七月三十一日	令和六年七月三十一日

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番